

平成20年度
有機農業総合支援対策公募要領

平成20年1月

農林水産省生産局

有機農業総合支援対策公募要領

第1 趣旨

有機農業は、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全に資するとともに、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資する取組であることから、その推進が求められています。

一方、有機農業は、現状では化学肥料、農薬を使用する通常の農業と比べて収量や品質の低下が起こりやすく、また、有機農業に対する消費者や実需者の理解は必ずしも十分とはいえないことから、その取組は未だに少ないものとなっています。

このため、有機農業への参入促進、有機農業に対する理解と関心を増進するための普及啓発、全国における有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成に取り組むとともに、有機農業の基本となる土づくりの推進を図るものとします。

第2 公募対象事業

1 有機農業推進団体支援事業

(1) 参入促進事業

有機農業への参入希望者を対象に、インターネットを活用しつつ、相談窓口の開設、研修受入先やその他必要な情報の提供を行うとともに、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等の関係者が参画する相談会、交流会の開催等を通じて、農業者等の有機農業への参入を促進するため、全国各地の有機農業者、有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携して次の取組を行うものとします。

参入促進検討会議の開催

有機農業の参入希望者を対象とする相談窓口の開設

有機農業の研修受入先その他必要な情報の整備

有機農業への参入希望者に必要な情報提供等を行うポータルサイトの開設（データベースの整備を含む。）

有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等の関係者が参画する相談会・交流会の開催

地域における有機農業への参入を促進するための活動の支援

その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(2) 普及啓発事業

シンポジウムやメディアを活用して、有機農業が化学肥料や農薬を使用しないこと等を基本とし、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全等に効果を発揮する取組であること、また、こうした有機農業を生産、流通・販売、消費の各側面で支える有機農業者その他の関係者の取組を消費者等に発信するとともに、消費者等との間で意見や情報の交換を行うことを通じて、消費者等の有機農業に対する理解と関心を増進するため、次の取組を行うものとします。

普及啓発検討会議の開催

消費者等を対象とするシンポジウム（ブロック単位）の開催

消費者等を対象とするメディアを活用した広報活動

その他この事業の目的を達成するために必要な取組

(3) 調査事業

消費者の有機農業に対する理解と関心の程度や有機農業に必要な種苗等の生産・流通及び利用の状況等を把握するため、次の取組を行うものとします。

調査検討会議の開催

調査の実施

調査結果のとりまとめ・公表

2 有機農業等指導推進事業

有機農業の実現に資すると見込まれる技術について、その導入効果や適用条件を把握するための実証試験、調査を行うことを通じて、有機農業に関する技術の確立を図るとともに、有機農業等の推進に貢献した者の顕彰や技術研修会の開催等を通じて、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進するため、次の取組を行うものとします。

技術評価検討委員会の開催

有機農業に関する技術の実証試験、調査の実施

有機農業等環境保全型農業の推進

3 地域有機農業推進事業

地域が掲げる、有機農業を行なう農業者の育成・確保、有機農業により生産される農産物の生産、流通及び販売の拡大・定着、有機農業に対する消費者等の理解と関心の増進等の目標の実現に向けて、有機農業の参入希望者に対する指導・助言、地域の立地条件に適応した生産技術を確立するための実証ほの設置、有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進及び有機農業者と消費者の交流等に一体的に取り組むことにより、全国における有機農業の振興のモデルとなるため、次の取組を行うものとします。

有機農業の参入希望者に対する指導・助言

地域の立地条件に適応した有機農業の技術を確立するための実証ほの設置

有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動

消費者等に対する普及啓発、有機農業者と消費者等の交流活動

その他この事業の目的を達成するために必要な取組

4 地域有機農業施設整備事業（有機農業技術支援センターの整備）

3の地域有機農業推進事業を実施する地域において、有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給、土壌診断を行うため、次の取組を行うものとします。

技術支援施設の整備

種苗生産用施設の整備

種苗貯蔵施設の整備

種苗調製・出荷用機械の整備

土壌診断施設の整備

5 土づくり対策推進事業

水田におけるたい肥施用量の減少やたい肥等の施用に対応した適切な施肥管理等、地域における土づくりの課題に対応するため、たい肥コーディネーターや普及指導員OB等を活用しつつ、次の取組を行うものとします。

土づくり地域推進会議の開催

たい肥づくり講習会の開催
 たい肥づくり巡回指導
 有機物連用試験実証ほの設置

6 土づくり対策施設整備事業

高品質・低コストのたい肥を安定供給することにより、地域における土づくりの課題に対応するため、次の取組を行うものとします。

品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置の整備
 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置の整備
 たい肥貯留施設の整備

第3 事業の実施期間

各事業の実施期間は、以下のとおりです。

なお、事業の実施期間が複数年にわたるものについては、毎年度、当該年度に実施する事業内容について申請するものとします。

1 有機農業推進団体支援事業

本事業は、平成20年度から平成24年度までの間、申請することができるものとします。

2 有機農業等指導推進事業

本事業は、平成20年度から平成21年度までの間、申請することができるものとします。

3 地域有機農業推進事業

本事業は、平成20年度から平成24年度までの間、申請することができるものとします。

4 地域有機農業施設整備事業

本事業は、単年度で完了することを原則とします。ただし、必要に応じて事業実施計画承認年度から平成24年度までの間、申請することができるものとします。

5 土づくり対策推進事業

本事業は、平成20年度から平成24年度までの間、申請することができるものとします。

6 土づくり対策施設整備事業

本事業は、平成20年度の単年度で完了するものとします。

第4 補助金の額及び補助率

平成20年度の各事業の補助金の額及び補助率は次に掲げるとおりとします。

応募対象事業	補助金の額	補助率
有機農業推進団体支援事業		定 額
参入促進事業	26,483千円以内	
普及啓発事業	40,991千円以内	
調査事業	7,224千円以内	
有機農業等指導推進事業	51,594千円以内	定 額

地域有機農業推進事業	原則として4,046千円以内 ただし、申請内容により特に必要と認められる場合には、この限りではないものとします。	定 額
地域有機農業施設整備事業	一般タイプ 66,814千円以内 簡易タイプ 21,387千円以内(注)	定 額
土づくり対策推進事業	4,213千円以内	定 額
土づくり対策施設整備事業	45,427千円以内	1/2以内

(注)「簡易タイプ」とは、第2の4の から に定める取組の一部を実施するものであって、事業に要する補助金の額が21,387千円以内のものとし、「一般タイプ」とは、「簡易タイプ」以外のものとします。

第5 応募要件

1 応募者

本事業への応募者は次に掲げるとおりとします。

- (1) 有機農業推進団体支援事業及び有機農業等指導推進事業の応募者は、民間団体(民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人、特認団体(応募事業の遂行能力を有すると認められる団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限るものとします。以下同じ。))とします。

本事業の応募に当たっては、応募にかかる民間団体の代表権者の承認を得た事業代表者を申請者とし、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を持つことができる者であることとします。

さらに、事業実施体制には、申請者の所属する民間団体とは別に、申請者とともに事業の実施に責任を有する分担事業者(所属する当該民間団体の代表権者の承認を得ている者に限ります。)を置いた民間団体を含めることができます。

- (2) 地域有機農業推進事業の応募者は、協議会(地域における有機農業の振興を目的として、有機農業を行う農業者又は当該農業者の組織する団体、地方公共団体その他の関係機関・団体(国を除く。))の関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとします。以下同じ。)とします。

ただし、平成20年度に事業を開始するまでに協議会の設立を予定している場合は、当該協議会に参画予定の団体のうちの一団体が本事業に応募できるものとします。

- (3) 地域有機農業施設整備事業の応募者は、地域有機農業推進事業の応募を行う協議会に参画している、又は参画を予定している団体(地方公共団体を除く。)とします。
- (4) 土づくり対策推進事業及び土づくり対策施設整備事業の応募者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社(地方公共団体が出資している法人をいう)、土地改良区、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体(ただし、原則、農家3戸以上で構成する団体であるとともに、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし

す。) 特認団体とします。

2 事業の対象地域

(1) 地域有機農業推進事業

本事業の実施地区の範囲は、原則として協議会を構成する地方公共団体の区域とします。

この場合、都道府県が協議会を構成する場合は、当該都道府県の区域を実施地区の範囲とすることができます。

また、都道府県ではなく、市町村が協議会を構成し、かつ、本事業の円滑な実施に支障をきたさないと認められる場合は、互いに隣接していない、複数の市町村により構成される協議会も本事業に応募することができるものとします。

協議会は、原則として、事業実施地区内に住所又は居所を有している団体又は個人により構成されるとともに、事業実施地区内に協議会の事務局を置くものとします。

ただし、事業目的の達成のために特に必要と認められる場合はこの限りではありません。

(2) 地域有機農業施設整備事業

本事業は、農業振興地域内のほか、市街化区域(生産緑地を含む)、市街化調整区域等においても実施できるものとします。

第6 補助対象経費の範囲及び事業の実施基準

1 有機農業推進団体支援事業、有機農業等指導推進事業、地域有機農業推進事業及び土づくり対策推進事業の補助の対象となる経費は、事業実施に直接必要な経費及び成果のとりまとめに必要な経費のうち以下の経費です。

申請に当たっては、補助事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、第8に定める事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等を経て決定されることとなります。

(1) 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な、設備(機械・装置)・物品等の購入、開発・改良、据付等に必要な経費です。

なお、取得単価が50万円以上の設備については応募の際に2社以上の見積書(当該設備又は物品等を販売等する者が複数存在しない場合を除く。) カタログ等を提出していただきます。

(2) 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための、原材料、消耗品、消耗器材、各薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

(3) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための、事業代表者等が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施、又は事業代表者の依頼に基づき、分担事業者等が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費です。

(4) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための、資料整理、補助、専門的知識の提供、資

料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

謝金には、その性格上、定められた単価はありませんが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定します。

ただし、事業代表者、分担事業者等事業に参画する者に対しては、謝金は支払うことができません。

(5) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための、業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、応募者等が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

なお、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の事業主負担分については、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請することとなります。

賃金の単価については、定められたものではありませんが、当該応募者等の賃金支給規則や国の規定によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

また、賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払いの対象とします。事業実施に直接関係のない業務に対する支払いはできません。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、器具機械等の修繕、各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等に必要な経費です。

(7) 分担事業費

「分担事業費」とは、事業の一部を他の民間団体等が分担して実施する場合に必要な経費です。

分担に当たっての諸条件は双方で締結する契約で定めるとともに、事業の円滑な実施に支障を来すことのないよう、事業代表者は分担事業者を指導します。

なお、一事業者当たりの分担事業費は、原則として、各年度の補助金の額の50%以上になることはできません。

(8) その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備の賃借料（リース又はレンタル料）、労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、事業支援者等を雇用するための経費、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、知的財産権の出願・登録経費及び送金手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

ただし、事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請することができません。

事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費

（雇用関係が生じる月極の給与、退職金、賞与(ボーナス)その他の各種手当。）

農業用機械・施設の取得のための経費

事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

2 有機農業施設整備事業及び土づくり対策施設整備事業(以下「整備事業」という。)の補助対象となる施設及び施設整備に当たっての一般的な基準は以下のとおりです。

(1) 整備事業の補助対象となる施設

地域有機農業施設整備事業では、次に掲げるアからオの施設のうち必要なものを整備することができるものとします。

ア 種苗生産用施設

有機農業用の種苗を生産及び増殖するための温室等

イ 種苗貯蔵施設

有機農業用の種子又は種いも等の品質を維持しつつ、長期間貯蔵するための保冷库等

ウ 種苗調製・出荷用施設

有機農業用の種苗を調製、出荷するための選別機、乾燥機、計量器及び種子の発芽率を検査するための検査装置等

エ 土壌診断施設

土壌診断、たい肥等の成分分析を行うための装置等

オ 技術支援施設

有機農業の技術を座学、実習により習得するための施設(建物及び附帯施設)
土づくり対策施設整備事業では、次に掲げるアからウの装置、施設のうち必要なものを整備することができるものとします。

ア 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置

たい肥原料の位置、温度、臭気等の情報に基づいて、かくはんが必要な部位のみを自動的にかくはんすることにより、たい肥を生産する装置

イ 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置

太陽光発電による電力を利用して、たい肥原料のたい積の高さごとの温度等に基づいて通気を制御することにより、たい肥を生産する装置

ウ たい肥貯留施設

たい肥化施設で生産したたい肥を貯留する施設

ただし、原則、ア又はイの装置で生産されたたい肥を貯留するものとします。

(2) 整備事業の一般基準

整備事業の補助対象施設は、原則として新品、新築又は新設によるものとします。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から当該事業実施地区の実情に配慮し、適当と認められる場合については、増築(既存の建物の床面積を増加する工事)、改築(既存の建物の一部を除却した後、引き続いてこれらと用途・規模・構造の著しく異なる建築物を建てる工事)若しくは改装(既存の建物の内装の模様替え・屋根のふき替え・間取りの変更等既存建物の修繕・変更及び模様替えの工事)又は古品の利用を認めることとします。

なお、増築、改築、改装が以下のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とします。

ア 増築、改築又は改装の対象となる建物が、応募者(応募者が複数の団体で組織されている場合は、当該団体を含む)を構成する団体の所有でない

- イ 新品、新築又は新設によるものの方が安価
- ウ 増築、改築又は改装の対象となる建物が、他の補助事業等で整備され、事業目的に沿って利用されている
- エ 増築、改築又は改装の対象となる建物が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づく耐用年数を超過
- オ 増築、改築又は改装の対象となる建物が老朽化
- カ 補助対象施設として使用する床面積を超える部分の増築、改築又は改装
整備事業の補助対象施設の整備に当たっては、複数の業者から見積等を取得し、施設の整備内容、価額等から最も妥当な業者との間で契約書を締結し、実施するものとします。

整備事業の補助対象施設の整備に伴う用地の買収若しくは貸借に要する費用又は補償費は、補助の対象外とします。

なお、用地は、整備する施設の耐用年数期間にわたって本事業の用に供することが確約されているものとします。

整備事業では、既存施設等の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は補助の対象外とします。

整備事業の補助対象施設の能力及び規模は、申請地域内の作物の栽培面積、家畜の飼養頭数、農産物の生産、出荷の計画を、また、技術支援施設にあっては、研修生の受入見込人数を勘案するとともに、アンケート調査等により農業者等の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切に決定するものとします。

整備事業の補助対象施設を整備した応募主体はその運営規定を作成し、当該運営規定に則して施設を常に良好な状態に管理するとともに、その適正かつ効率的な運営に努めるものとします。

整備事業により整備した施設には、事業名を表示するものとします。

（3）事業別の基準

有機農業施設整備事業

ア 本事業で整備する施設は、地域有機農業推進事業の実施地区内に整備するものとします。

イ 種苗生産用施設（育苗温室等）の整備については、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連盟通知）に定めるところによるものとします。

ウ 有機農業用の種苗の増殖・出荷に当たっては、種苗法（平成15年5月29日法律第83号）等関係法令を遵守し、増殖・出荷の対象とする品種等の中に他者が育成者権若しくは専用利用権を有するもの又は品種登録を出願中のものがないか等を必ず確認し、あらかじめ育成者権者、専用利用権者又は出願者等から増殖・出荷に係る許諾等を得ることとします。

なお、育成者権の効力は、品種登録を受けた品種（登録品種）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利に及ぶとともに（種苗法第20条第1項）、その従属品種（変異体等）にも及びます。（種

苗法第20条第2項)

また、業として指定種苗(種苗法第2条第6項に基づき農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)の販売をする者は、種苗業者に該当し(種苗法第2条第6項)農林水産省令で定める種苗業者を除いて種苗業者の届出が必要となるとともに(種苗法第49条)販売に当たり証票表示の義務等が生じます。(種苗法第50条ほか)

この場合、「農林水産省令で定める種苗業者」とは、指定種苗を専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者を指します。(種苗法施行規則第22条第2項)

エ 技術支援施設は、有機農業の技術を習得するための座学・実習、研修生の宿泊が可能な施設とします。また、(1)の アからエの施設を技術支援施設(建物)内に設置することができるものとします。

土づくり対策施設整備事業

ア 本事業の実施に当たっては、耕種農家、畜産農家、食品産業(製糖業者を含む。)等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ごみ等未利用有機性資源(原料)の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼動状況等を十分に考慮するものとします。

イ たい肥の原料として生ごみ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを対象とします。

ウ 農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとします。

(ア) 製造されたたい肥は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定価格を定める等の件)に規定する基準に適合するものとします。

(イ) 製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」(昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知)(土壌1kgにつき亜鉛120mg以下)に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとします。

3 その他

(1) 農薬取締法等関係法令の遵守

地域有機農業推進事業、地域有機農業施設整備事業、土づくり対策推進事業又は土づくり対策施設整備事業の受益に係る農業者等は、農薬の使用について、農薬取締法等関係法令を遵守するものとします。

また、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」(平成19年11月27日付け19生産第5038号農林水産省生産局農産振興課長・園芸課長・特産振興課長連名通知)の別紙に定める疑義資材(農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの)に関する

る情報を得た場合には、農林水産省ホームページの「農薬目安箱」に情報提供することについて協力するものとします。

(2) 環境と調和のとれた農業生産活動の推進

地域有機農業推進事業、地域有機農業施設整備事業、土づくり対策推進事業又は土づくり対策施設整備事業を実施する場合は、応募者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、補助金の交付を申請するまでに、当該事業の受益に係る農業者から点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとします。

ただし、事業の受益に係る農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難である場合は、この限りでないものとします。

(3) 種苗法等関係法令の遵守

地域有機農業推進事業において、有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動や種苗交換会の開催等に取り組む場合は、当該農産物、種苗の取扱いについて、種苗法等関係法令を遵守するものとします。

(4) 周辺景観との調和

整備事業により施設を整備する場合には、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について周辺景観との調和に十分に配慮するものとします。

第7 事業実施主体となり得る者及び事業計画書等の審査

1 審査の方法

事業実施主体となり得る者の審査については、農林水産省生産局農産振興課において応募者の要件に該当する旨を確認した後、農林水産省政策評価会生産局専門部会の意見を聴いて定めた審査の手順、観点により、農林水産省生産局に設置する有機農業総合支援対策事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において実施します。

審査委員会は、生産局農産振興課長を審査委員長、生産局農産振興課環境保全型農業対策室長及び外部有識者を審査委員(以下「委員」という。)とし、非公開で審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することとされています。

審査の経過は通知しません。なお、提出された事業計画書等の審査資料は、返還しませんので、あらかじめご了承ください。

2 審査の手順

審査は以下の手順により実施されます。

なお、審査は、平成20年度に実施する事業について行うものであり、事業の実施期間が複数年にわたるものについては、応募者は事業実施期間中、毎年度、当該年度の事業計画等を提出し、審査を受ける必要があります。

(1) 形式審査

提出された申請書類について、生産局農産振興課において、応募の要件(応募者の要件、申請金額、事業の実施期間、重複申請の制限等)について審査します。

(2) 書類審査

委員による書類審査を実施します。

(3) 事業実施主体候補者の決定

書類審査における評価を踏まえ、審査委員会において事業実施主体となり得る者(以下「補助金交付候補者」という。)を選定します。この審査結果は農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)に提出され、補助金交付候補者を決定します。

3 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

(1) 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っていること。

(2) 事業内容と照らし合わせて、経費(積算内訳)が妥当であること。

(3) 事業を円滑に実施できると認められること。

(4) 地域有機農業推進事業については、全国における有機農業の振興のモデルとなる地域を育成するとの事業目的にかんがみ、補助金交付候補者が特定の地域、品目等にかかるものに著しく偏らないこと。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、補助金交付候補者が決定し次第、速やかに応募者に対してその結果を通知します。

採択の通知については、補助金交付の候補となったことを通知するものであり、補助金の交付及びその額は、第8に定める事業の実施及び補助金の交付に必要な手続きを経て正式に決定されることとなります。

採択された補助金交付候補者については、その名称、事業内容及び補助金交付予定額を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

採択決定後、補助金交付候補者は、速やかに事業の実施及び補助金の交付に必要な手続きを行うこととなります。

事業の実施については、別に定める有機農業総合支援対策実施要綱に基づき、補助金交付候補者は事業実施計画書等を生産局農産振興課、地方農政局生産経営流通部農産課及び沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課(以下「国」という。)に提出し、その内容について審査を受けるものとします。

補助金の交付手続きについては、別に定める有機農業総合支援対策補助金交付要綱に基づき、補助金交付候補者は補助金の交付申請書を国に提出し、その内容について審査を受けるものとします。

なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正いただく場合があります。

また、事業の実施期間は、補助金の交付申請書の内容を審査し、その交付決定をした日から翌年3月末日までとし、事業完了後、補助金交付候補者は、交付要綱に基づき実績報告書等を事業完了の日から1ヶ月以内又は4月10日までのいずれか早い日までに提出するものとします。

国は、提出された実績報告書等を審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに、補助金を支払うこと

とします。

この場合、補助金交付候補者は、補助金の額を確定する前に必要な金額について、国に補助金の概算払いを請求することができます。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、書類審査の対象から除外され、又は採択決定若しくは補助金の交付の決定が取り消されます。

1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありませんが、他の国の補助金等についての採択の結果によっては、この事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定が取り消される場合があります。

2 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第10 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた補助金交付候補者（以下「事業実施主体」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

1 事業の推進

事業実施主体の代表者は、関係法令、実施要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等が適用されます。

事業実施主体は、事業の一部を他の者に分担した場合を含めて、補助金全体の適切な経理を行わなければなりません。

3 フォローアップ

補助事業の実施期間中、国は、事業目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

また、事業実施主体は、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況について報告をしなければなりません。

4 評価

補助事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行う予定です。

5 所得財産の管理

この補助事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体（事業を

分担事業者と分担して実施する場合は、当該分担事業者の属する団体を含む。)に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年4月30日農林省令第18号)に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 知的財産権の帰属等

この補助事業により得られた知的財産(特許権、実用新案権、意匠権、著作権、又は育成者権等の知的財産権を含む。)は、当該知的財産の発明者、考案をした者、意匠の創作をした者、著作者、育成者、承継人、又は当該知的財産の権利化を目的に出願等した者に帰属します。

ただし、この補助事業により特許、実用新案登録、意匠登録、品種登録等の権利を出願若しくは取得した場合、又はこれらの権利の実施権若しくは利用権を設定した場合は、農林水産省に報告しなければなりません。この場合、農林水産省は、特許等の出願及び取得状況(査定・設定登録等)等を自由に公表できるものとします。

また、補助事業実施期間中及び補助事業実施期間終了後5年間において、この補助事業により得られた知的財産の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に農林水産省に報告しなければなりません。

7 収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、補助事業期間中及び補助事業終了後5年間、毎年度、補助事業の実施、補助事業の成果の活用等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、農林水産省に報告します。

また、補助事業期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権若しくは利用権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、この補助事業により得られた成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、補助事業終了後(事業実施期間が複数年の場合は毎年度終了後)に、必要な報告を行わなければなりません。この場合、農林水産省は、報告のあった成果を公表できるものとします。

また、事業実施主体は、この補助事業により得られた成果については、農業関係者、

国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出するものとします。

9 その他

その他の法令等により義務が課される場合があります。

第11 事業への応募方法等

1 事業実施計画書の作成

本事業に応募を行う場合、応募者は、別添の有機農業総合支援対策事業申請書類作成要領（以下「申請書類作成要領」という。）に定めるところにより、応募事業ごとに事業実施計画書を作成してください。

この場合、応募者（有機農業推進団体支援事業及び有機農業等指導推進事業の応募者を除く。）は、事業実施計画書の内容等について、事前に関係する市町村及び都道府県と必要な調整を行うものとします。

農林水産省は、応募者に対し、の調整結果について、必要に応じ、報告を求めることができるものとします。

2 提出書類及び部数

本事業の応募者が提出する書類及び部数は、別添の申請書類作成要領に定めるとおりとします。

3 応募方法

応募書類の提出期間、提出先、提出方法及び問合せ先は以下のとおりです。

(1) 提出期間

平成20年1月31日（木）～平成20年3月3日（月）（必着）

(2) 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 生産局 農産振興課 環境保全型農業対策室 あて

(3) 提出方法

申請書類は1つの封筒に入れ、“有機農業総合支援対策応募書在中”と表に朱書きをして提出してください。

申請書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合は、「持参」も可能としますが、「FAX」または「電子メール」による提出は受け付けません。

申請書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕をもって投函する等、提出期間内に必着するようにしてください。

提出期間中に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び別添の申請書類作成要領に従い作成してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）

申請書類の差し替えは固くお断りします。

申請書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した提出文書を提出してください。

使用するワープロソフトは「ワード」または「一太郎」とします。様式は、農林水産省生産局ホームページ（生産局、有機農業のページ）からダウンロードできます。

生産局、有機農業のページは以下のとおりです。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/y_sien/index.html

(4) 問合せ先

農林水産省 生産局 農産振興課 調査指導班、企画調整班

TEL：03-3593-6495

FAX：03-3502-0869

ただし、電話による問合せは、月曜日から金曜日（ただし祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時（ただし正午から午後1時を除く。）とします。

4 審査スケジュール

事業提案の審査：4月上旬頃予定

事業提案の採択・不採択の通知：4月中旬頃予定

ただし、上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により今後変更されることがあります。